

令和5年度綾瀬市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、食費等の物価高騰等に直面し、低所得のひとり親世帯の家計が悪化していることを踏まえ、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和5年4月10日付けこ支家第13号こども家庭庁支援局長通知。以下「国要領」という。）に基づき、低所得のひとり親世帯に対して、特別の給付措置として実施する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 給付金の支給対象者は、次の各号に定める者とする。ただし、国要領に基づく給付を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。

- (1) 綾瀬市において令和5年3月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）
- (2) 綾瀬市における令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の2支給停止者」という。）又は法第6条の規定に基づく市長の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、別表の左欄に掲げる者ごとに、令和3年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たすもの（以下「公的年金給付等受給者」という。）
- (3) 申請時点において、綾瀬市の住民基本台帳に記録されており、かつ、令和5年3月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく市長の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、

食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変し、別表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められる者（以下「家計急変者」という。）

2 前項第2号及び第3号に規定する者であっても、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和5年4月10日付けこ支家第14号こども家庭庁支援局長通知）に基づき支給される給付金（以下「その他の子育て世帯給付金」という。）の支給を既を受けている者又はその他の子育て世帯給付金の実施主体が支給を決定した者については、支給対象者に含まないものとする。

3 第1項各号に規定する支給対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給対象者の法第5条第2項に規定する監護等児童（以下「監護等児童」という。）であった者に対して支給するものとする。

(1) 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和5年3月1日以後に死亡した場合（当該者が、給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）

(2) 公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和5年3月28日以後に死亡した場合（公的年金給付等受給者が給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）

(3) 家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合
(給付金の支給額)

第3条 給付金の額は、50,000円とする。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付金の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ50,000円を加算した額とする。

2 給付金の支給は、支給対象者に対して1回限りとする。
(児童扶養手当受給者に対する支給の申込み等)

第4条 市長は、児童扶養手当受給者に対し、給付金の支給の申込みを行うものとする。

2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みに対し給付金の受給の拒否を令和5年度綾

瀬市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給拒否の届出書（第1号様式）により届け出ることができる。

- 3 市長は、別に定める期日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金を支給するものとする。

（児童扶養手当受給者に係る支給の方式）

第5条 児童扶養手当受給者に対する給付金の支給は、児童扶養手当の指定口座（以下「指定口座」という。）に振り込むことにより行うものとする。ただし、前条第3項の支給決定前までに児童扶養手当受給者が指定口座を解約しているときは、令和5年度瀬市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書（第2号様式）により指定口座の変更を届け出ることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当受給者が金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他指定口座に振り込むことによる支給が困難な場合に限り、届出により窓口で現金を支給することができる。

（公的年金給付等受給者及び家計急変者の申請期間）

第6条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する給付金の申請期間は、令和5年6月1日から令和6年2月29日（次条第2項第1号の規定による方式については、令和6年2月29日付けの消印）までとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、申請期限を別に定めることができる。

（公的年金給付等受給者及び家計急変者に係る申請及び支給の方式）

第7条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年度瀬市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分・公的年金給付等受給者）申請書（請求書）（第3号様式）又は令和5年度瀬市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分・家計急変者）申請書（請求書）（第3号様式の2）（以下「申請書」という。）により申請するものとする。

- 2 前項の規定による申請及び支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していない場合又は金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うことができる。

- (1) 郵送申請方式 申請者が、申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口申請方式 申請者が、申請書を市の窓口に出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 窓口現金受領方式 申請者が、申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、次に掲げる書類のうち、必要と認めるものを提出させること等により、申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認するものとする。
- (1) 戸籍謄本の写し
 - (2) 簡易な収入額の申立書（申請者本人用）（第4号様式（その1））若しくは簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）（第4号様式（その2））又は簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）（第4号様式の2（その1））若しくは簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）（第4号様式の2（その2））
 - (3) 簡易な所得額の申立書（第4号様式（その3））又は簡易な所得見込額の申立書（第4号様式の2（その3））
 - (4) 給与明細書又は公的年金証書等の所得を証明する書類
- 4 市長は、第1項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させることにより、申請者の本人確認を行うものとする。

（代理による申請）

第8条 代理により前条第1項の規定による申請を行うことができる者は、当該申請者が指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（申請者に対する支給の決定等）

第9条 市長は、第7条第1項の規定により申請書が提出されたときは、申請内容を確認の上、支給を決定し、令和5年度綾瀬市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給（不支給）決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するとともに、第7条第2項各号の方法により給付金を支給するものとする。

2 第7条第2項の規定により提出された申請書に不備等があり、市が確認等に努め

たにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他申請者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請期間等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者（児童扶養手当受給者を除く。以下この条において同じ。）から第6条の申請期限までに第7条第1項の規定による申請が行われなかったときは、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和5年3月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした口座）に給付金として支給を行う手続きを行ったにもかかわらず、令和6年3月31日までに指定口座への振込が口座の解約又は変更等によりできない場合は、本件契約は解除されるものとする。

3 市長が第9条第1項の規定による支給決定を行った後、申請者が指定した口座に給付金として支給を行う手続きを行ったにもかかわらず、申請書の不備等による振込不能等があり、市が確認等に努めても申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第12条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、給付金を返還させるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 支給対象者は、給付金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

別表（第2条関係）

<p>(1) 当該者（法第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。）で定める児童の養育者を除く。）</p>	<p>法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含み、当該者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、児童扶養手当法施行令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）</p>
<p>(2) 当該者（(1)に規定する養育者に限る。）</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>
<p>(3) 当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあつては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあつては当該</p>	<p>法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>

者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者	
----------------------	--